

加入基準

健康上の条件

規則第5条（共済の加入資格者）に定める健康上の条件とは以下のとおりとする。

1. 現在、病気＊1やけがのため、入院・安静加療＊2をしている、または、入院・安静加療＊2・手術＊3を要すると診断されている。
2. 過去1年以内に、下記の疾病＊4により、医師の治療＊5を受けたこと、または、医師の治療＊5を要すると診断されたことがある。
ただし、現在、その疾病が完治している＊6場合は該当しない。
3. 過去1年以内に、病気＊1やけが（手足の骨折を除く。）のため、連續して14日以上の入院・安静加療したこと＊7、または、手術＊3を受けたことがある。

*1 「病気」には、妊娠・分娩に伴う異常（帝王切開・子宮外妊娠・妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）・流産等）を含む。

*2 「安静加療」とは、医師の診断にもとづき、自宅などで静養している状態をいう。なお、1週間程度で完治するかぜ・インフルエンザによる安静加療は含まない。

*3 「手術」には、切開術のほか、抜釘術、内視鏡手術、レーザー手術、レーシック手術、帝王切開、人工中絶手術なども含む。これらの手術には共済金の支払対象とならないものも含む。また、入院を伴わない日帰り手術も含む。ただし、拔歯は含まない。

*4 「下記の疾病」とは、次に掲げるものをいう。

ア. 新生物（がん、腫瘍、肉腫、筋腫、白血病など。）

イ. 糖尿病

ウ. 心疾患（心臓病など。高血圧症を含む。）

エ. 脳血管疾患（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓症など。）

オ. 胃、腸の疾患（胃潰瘍、十二指腸潰瘍、腸閉塞、潰瘍性大腸炎、腹膜炎など。）

カ. 肝臓、膵臓の疾患（肝炎、肝硬変、肝機能障害、膵炎など。）

キ. 腎臓の疾患（腎炎、腎不全、ネフローゼなど。）

ク. 呼吸器の疾患（肺炎、肺結核、肺気腫、慢性気管支炎、気管支拡張症など。）

ケ. 精神障がい（うつ病、アルコール依存症、統合失調症など。）

コ. 神経の疾患（髄膜炎、脳性麻痺、パーキンソン病、筋ジストロフィーなど。）

サ. 血管および血液の疾患（動脈硬化症、動脈瘤、血栓症、血友病など。）

シ. 眼の疾患（白内障、緑内障、網膜剥離、網膜色素変性など。）

ス. 脊柱、骨、関節、全身性結合組織、免疫の疾患（強直性脊椎炎、後縦靭帯骨化症、骨髓炎、骨パジェット病、関節リウマチ、膠原病、ベーチェット病、免疫不全症候群など。）

*5 「医師の治療」とは、投薬、医学的処置、および食事療法などをいう。

*6 「完治している」とは、医師から「病気が治癒した」、「治療の必要がない」と診断されている状態をいう。

*7 「連續して14日以上の入院・安静加療したこと」には、入院日数と安静加療の期間が合計14日以上となる場合を含む。例えば、自宅で2日間の安静加療後、10日間入院し、さらにその後自宅で2日間安静加療した場合等を含む。